

○財務省告示第四十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成三十一年一月四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成三十一年二月十三日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百九十六回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

の法律及びその 運用に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百一号）第三十一条並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法

の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格

五

方募

イ

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

格 競 入 札 入 決 定 格
後 行 札 入 決 定 格
務 大 臣 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者
ご と に 応 募 限 度 を 定 め る も の
に よ り 発 行 額 下 限 額 以 下 の 債 券
別 参 加 者 の 第 二 非 格 競 争 入 札
発 行 額 以 下 の 債 券 入 札 入 決 定 格

ロ

国 債 市 場
特 別 参 加 場
者 別 第 一 者
非 格 競 争
争 入 札 発 行
及 び 国 債 市 場
行 及 び 国 債 市 場
債 市 場 特 別 参 加 場
別 第 二 者 非 格 競 争
・ 第 二 者 非 格 競 争
入 札 発 行 争 額

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 と 各 の 申 込 限 度 額 範 囲 内 にお いて 各 申 込
も の か ら そ の うち 応 募 額 を 順 次 割 り
当 て る 。 各 申 込
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 と 各 の 申 込
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 と 各 の 申 込
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 と 各 の 申 込

六

イ

発

入 価 入 札 発 行 争 額
札 格 競 争 額
発 競 争 額
行 争 額

額 面 金 額 一 兆 七 千 三 百 二 十 八
億 円 金 額 一 兆 七 千 三 百 二 十 八
う ち 財 政 法 第 四 十 一 項 の 規
定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 債 券
七 十 三 億 七 千 五 百 財 政 法 第 四 十 一 項
政 運 営 に 必 要 な 財 源 の 特 例 に 関
する た め の 法 律 第 三 十 一 条 第 一 項 の 規 定

						七																								
			ハ				イ				ハ																			
						払																								
争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	入	価	込	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	入	価	込			
入	札	格	第	参	加	入	札	格	第	参	加	札	格	競	行	入	札	格	第	参	加	入	札	格	第	参	加	札	格	競
発	競	第	参	加	場	発	競	第	参	加	場	発	競	第	参	加	場	入	札	格	第	参	加	札	格	競				
争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	入	価	込	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	入	価	込			
入	札	格	第	参	加	入	札	格	第	参	加	札	格	競	行	入	札	格	第	参	加	入	札	格	第	参	加	札	格	競
発	競	第	参	加	場	発	競	第	参	加	場	発	競	第	参	加	場	入	札	格	第	参	加	札	格	競				
争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	入	価	込	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	入	価	込			
入	札	格	第	参	加	入	札	格	第	参	加	札	格	競	行	入	札	格	第	参	加	入	札	格	第	参	加	札	格	競
発	競	第	参	加	場	発	競	第	参	加	場	発	競	第	参	加	場	入	札	格	第	参	加	札	格	競				

二 千 六 億 六 百 六 十 三 万 八 千 円	一 三 千 六 百 八 十 一 億 六 千 三 百 九 十	二 万 七 千 四 百 六 十 六 千 七 十	一 兆 七 千 四 百 六 十 六 千 七 十	で 千 九 百 九 十 七 億 円	た り に て 、 額	条 第 一 項 に 規 定 す る に 基 づ き 、 額	特 別 会 計 に 關 し て 、 額	五 億 円	い は 、 額	に 基 づ き 、 額	関 する 法 律 第 三 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 額	関 する 法 律 第 三 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 額	関 する 法 律 第 三 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 額	財 政 運 営 に 必 要 な 財 源 の 確 保 を 目 的 と し て 、 額	三 十 四 億 六 千 九 百 六 十 万 円	債 権 の 規 定 に 基 づ き 、 額	の 規 定 に 基 づ き 、 額	に 關 し る 法 律 第 四 十 七 条 第 一 項	億 五 千 二 百 九 十 万 円	で 、 額	基 づ き 、 額
---	---	--	--	---	----------------------------	---	--	-------------	------------------	----------------------------	--	--	--	---	--	---	---	--	---	-------------	-----------------------

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払 者 入 払 元 償 償 後 第
込 札 場 利 還 還 の 二
期 参 所 金 還 還 期 期
日 加 支 額 限 子 以

平 財 日 額 平 を そ 払 毎 毎
成 務 本 面 成 支 の 期 年 年
三 大 銀 金 三 払 の 日 と 一 一
十 臣 行 額 十 三 三 以 前 各 日 及 七
一 一 一 百 三 年 一 月 一 月 月 月
年 一 通 一 年 一 月 一 月 月 月
一 知 一 月 一 月 一 月 一 月 一
月 受 一 月 一 月 一 月 一 月 一
四 け 一 月 一 月 一 月 一 月 一
日 了 一 月 一 月 一 月 一 月 一
者 者 者 者 者 者 者 者

が 銀 行 休 業 日 に 当 た る 時 刻 は 、
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以 下 、
次 号 及 び 第 十 六 号 に お い て 規 定
す る 期 日 に つ い て 同 じ) 。
$$\frac{\text{償 付 金 額}}{100} \times \frac{0.1}{2} \times \frac{1}{1}$$

毎 年 一 月 一 日 及 び 七 月 一 日 を 支
払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い て 、
そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る 利 子
を 支 払 う 。
平 成 三 十 三 年 一 月 一 日
額 面 金 額 一 百 三 十 一 万 円
日 本 銀 行
財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者
平 成 三 十 一 年 一 月 四 日